

令和6年4月1日
東北森林管理局

入札・契約手続きにおける押印の廃止のお知らせについて

東北森林管理局では令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画に基づき、それまで押印を求めていた入札・契約に係る各種手続きについて、押印を不要とする等の措置を講じてきているところです。

しかしながら、代表者印、社印等の押印の要不要に関して、これまで周知が徹底されておりませんでしたので、下記のとおり、改めてお知らせします。

記

1 押印不要とする書類

- ・入札等に係る書類

 - 競争参加資格申請書、提案書、委任状、入札書 など

- ・契約等に係る書類

 - 請書、見積書、納品書、請求書、委任状 など

2 押印を要する書類

- ・契約書、協定書（電子契約を除く）、従業員の賃上げ計画表明書（技術提案書） など

3 その他留意事項

- ・押印廃止に伴い、入札書の金額訂正ができなくなりましたので、ご留意願います。

- ・契約等に係る書類については、電子メールで提出できる場合もありますので、各契約担当者へご確認願います。

- ・記載内容等の確認のため、書類の作成責任者又は事務担当者へご連絡する場合がありますので、押印省略の際は、必ず責任者等の氏名、連絡先を記載するようにしてください。

- ・今回、押印不要となった書類について、押印の上、提出された場合であっても無効とせず、有効なものとして取り扱います。

- ・現在、各種入札については、電子化が勧められていますので、この機会に電子入札によるご参加もご検討ください。

（担当：経理課 課長補佐）

（問合先：018-836-2185）